

施策2 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援

※「成年後見制度利用促進計画」

現 状

平成22年（2010年）7月の保健福祉センターの開設に併せ、保健福祉センター内に権利擁護支援センターを設置しました。

権利擁護支援センターは、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援体制の強化や権利擁護の普及・啓発、権利擁護支援の人材育成と活動支援等による権利擁護支援の基盤づくりに取り組んでおり、今後も地域共生を支えるための地域ネットワークの強化に取り組むことが重要です。

高齢者の相談支援機関との連携については、高齢者虐待対応を基礎に高齢者生活支援センター やケアマネジャー等との支援体制の構築と充実に取り組み、障がいのある人、生活困窮者への支援についても協働して進めているところです。今後はさらにその範囲を広げ、子ども・子育て分野やDVの対象者、触法者等への権利擁護を基盤とした支援のための連携ネットワークづくりに取り組む必要があります。とりわけ高齢者、障がいのある人、児童等への深刻化する虐待やDVの問題に対しては、虐待等の防止や早期発見・早期支援のための体制整備を進めていく必要があります。

また、認知症高齢者の増加や介護者の高齢化に伴い、高齢者や障がいのある人が、地域で自らの意思が尊重される環境で生活するためには、成年後見制度の必要性が高まることが予想されることから、制度の周知と、安心して利用できる仕組みづくりが求められます。

今後、地域で安心した生活を送ることができるよう、権利を守るための制度や機関、相談窓口の周知・啓発を進めるとともに、権利擁護に関する意識や心のバリアフリーの普及・啓発を推進することが重要となります。

成年後見制度利用促進マスコットキャラクター
後犬（こうけん）ちゃん



課 題

- ① 権利擁護支援センターを中心とした地域連携ネットワークの構築が必要である。
- ② 高齢者、障がいのある人、児童等への虐待やDVの予防・防止、早期発見・早期支援のための体制の充実が必要である。
- ③ 権利擁護支援ニーズに対応するため、制度や相談窓口の周知・啓発、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの支援を推進していく必要がある。

取組の推進方針

芦屋市成年後見制度利用促進計画

① 重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の一体的な支援体制を整備します。

- ・権利擁護支援を、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等全ての領域における本人を中心とした支援・活動の共通基盤として、その視点や考え方に基づいた支援を展開できるよう、多機関協働のコーディネート機能を担う専門職との連携体制を整備します。
- ・権利擁護の視点での支援基盤を整えるため、研修や協議の場の設定を検討します。

② 権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成に取り組みます。

- ・地域共生社会の実現に向けた基盤となる権利擁護支援の充実に向け、市と専門職団体や関係機関との連携を図ります。
- ・地域における権利擁護や心のバリアフリーの意識を高め、地域の支援の担い手となる権利擁護支援者養成研修や認知症サポーター養成講座などの研修による人材育成を行います。

③ 高齢者、障がいのある人、児童、DV、触法者など様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実に取り組みます。

- ・早期発見・早期支援等に向け、身近な相談機関の機能充実を図り、適切に支援するため職員の専門性や資質の向上を図ります。
- ・権利擁護支援システム推進委員会や要保護児童対策地域協議会等を通じた、関係機関の連携強化を進めます。

④ 成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の活用を促します。

- ・認知症や障がい等により日常生活を営むことに支障のある人や、判断能力が不十分な人に対し、安心した生活を支援するための制度や事業の周知・利用促進を図ります。
- ・利用者本人の意思を尊重するため、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」や「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」等各分野で示されている意思決定のガイドラインを活用して支援します。

計画策定に関する会議等での意見

- ・虐待対応などのスキル不足を感じるので、支援者的人材育成・スキルアップが大事
- ・権利擁護・虐待に関する研修を継続して実施する仕組みをつくる必要がある。
- ・実際に活動する認知症サポーターを増やし、地域に浸透させていく必要がある。
- ・医療とも連携し、看取りや、もしものときのために望む医療やケアについて前もって考え方話し合い、共有する取組（ACP）を議論できる場があるとよい。
- ・利用者本人に関わるケアマネジャー、相談支援専門員等の各専門職の関わりも重要